

(案)

最高裁経監第 60 号

平成 2 年 6 月 14 日


大蔵大臣 殿

最高裁判所長官 草 場 良 八

日額旅費の改正について (協議)

昭和 54 年 5 月 10 日付け最高裁経監第 25 号をもって貴省と協議済みの日額旅費を別紙のとおり改正し、平成 2 年 4 月 1 日以降の旅行から適用することとしたいから、国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和 25 年法律第 114 号) 第 26 条第 2 項の規定により協議します。

(別紙)

1 営繕工事監督のための日額旅費

(イ) 宿泊しない場合

区 分	日 額	
旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	4級以上	590円
	3級以下	530円
旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合	4級以上	900円
	3級以下	790円
旅行が行程25キロメートル以上の場合で在勤地以外の場合	4級以上	1,190円
	3級以下	1,050円

(ロ) 宿泊する場合

区 分 日 額	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合		下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	旅館に宿泊する場合		
	宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合		30日未満の期間につき	30日以上60日未満の期間につき	60日以上の期間につき
4級以上	3,140円	5,870円	4,400円	9,190円	8,260円	7,350円
3級以下	2,570円	4,760円	4,070円	7,410円	6,670円	5,930円

2 研修等のための日額旅費

(イ) 宿泊しない場合

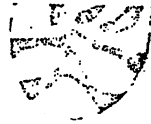
区 分	日 額
旅行が行程8キロメートル以上16キロメートル未満又は引き続き5時間以上8時間未満の場合	420円

旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合	620円
-------------------------------	------

(イ) 宿泊する場合

公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合				下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	旅館に宿泊する場合		
国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設を利用する場合		左記以外の施設に宿泊する場合			30日未満の期間につき	30日以上60日未満の期間につき	60日以上期間につき
宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合	宿泊料を徴しない場合	宿泊料を徴する場合				
2,080円	2,800円	2,080円	3,800円	3,260円	5,910円	5,310円	4,720円

なお、研修等のため、国又は地方公共団体の各共済組合が運営する宿泊施設に宿泊する場合において、その宿泊料が3,180円を超えるときは、3,800円にその超える部分に相当する額を加えて得た額（ただし、「旅館に宿泊する場合」のそれぞれの区分による額の限度内とする。）を支給することができる。

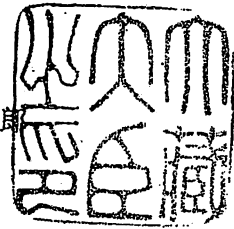


9

蔵計 第1741号
平成2年6月25日

最高裁判所長官 殿

大蔵大臣 橋 本 龍太郎



日額旅費の改定について

平成2年6月14日付最高裁経監第60号をもって協議のあった標記
のことについては異議がない。

